

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第2回）

日 時：平成17年6月27日（月）17:00～19:00

場 所：砂防会館 別館シェンパツハ・サド - 3F 六甲

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 国土技術政策総合研究所挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長挨拶
- 5 議 事
 - (1) 第1回委員会議事要旨確認
 - (2) 総合評価方式の適用拡大の意義について
 - (3) 公共工事の特性について
 - (4) 公共工事の特性を踏まえた総合評価方式のあり方について
- 6 今後の予定について
- 7 その他
- 8 閉 会

公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第 1 回） 議事要旨

1. 日時：平成 17 年 5 月 23 日（月）16:00～18:10
2. 場所：砂防会館 別館シェーンバツハサポー 3F 六甲
3. 出席者：小澤一雅委員長、大森文彦委員、小林康昭委員、福田昌史委員、絹川治委員、三浦隆委員、宮崎正美委員、門松武委員、北橋建治委員、中村俊行委員、中本敦浩係長（水津重三委員代理）

4. 委員長挨拶

- 入札を巡る様々な問題を解決するのに、総合評価方式への期待は大きい。
- 本年 4 月に品確法の施行がなされ、8 月上旬までに総合評価方式のガイドラインを策定する予定と聞いている。
- ガイドラインを短期間で策定する上では、多方面からの意見等をいただくことが必要とことから、各委員には多忙な中、委員会への出席をお願いしているところである。
- 現状をにらみつつ、将来を見越したより良いガイドラインを策定したいと考えている。

5. 議事概要

- 事務局より、資料 1 - 1、1 - 2 について説明
- （社）全国建設業協会より、「入札・契約制度のあり方」（全建提出資料）について説明

[委員会及び資料等の取扱い]

- 委員会及び資料は基本的に公開を原則とする。また、議事要旨についても公開する。

[ガイドラインの対象範囲]

- 直轄だけではなく、地方自治体も対象として考える。

[現状の課題]

- 最低制限価格制度、くじ引き等も含めて、価格競争における課題を整理しておく必要がある。総合評価方式で対応が必要な項目を洗い出しておきたい。
- 現在の総合評価方式を中小工事に適用するのは難しいというが、どう難しいのか、直轄で何が問題かを整理する必要がある。
- 地方自治体の場合、地方自治法により総合評価方式の評価方法等について学識経験者に意見を聞く必要がある。
- 良い提案をしても予定価格以内でないといけない。提案のコスト負担は業者がしなければならない。経済性と技術提案の按分は非常に難しい。提案すればするほど自分の首を絞めるというのが現状。

〔「施工上の工夫」と「技術提案」の違い〕

- 「工夫」と「技術提案」の違いが分かりにくい。その違いを明確にするべきである。
- 現時点では「工夫」と「技術提案」について明確に整理することはできない。「工夫」と「技術提案」の線引きについてはガイドラインの検討を行っていく中で議論したい。
- VE 提案は提案者に責任が発生するはずであり、技術提案と工夫の責任の所在を明確にさせておく必要がある。

〔評価項目〕

- 国民としては結果としていいものを安く買ってもらえればいい。安く、早くやって欲しい。例えば災害復旧工事においては工期の短縮が重要と考えられる。
- 水資源機構では価格と施工数量で評価している例がある。
- 工期や施工数量等の提案についてはすべての工事で対象となり得るのでないか。
- 現道上の工事であればどんな工事でも工夫の余地はあり得るのではないか。
- 提案の余地がない単純な工事にも何らかの手を入れなければならない。
- そもそも発注者側に審査する能力があるのかどうか。発注者の審査能力と評価項目を連動して考えた仕組みが必要である。
- 品確法に「地域の実情を踏まえ」という一文がある。地方の実情に沿って評価項目の組合せができるように、ガイドラインは評価項目のメニュー出しで、地域によって選択していけばよい。
- 技術力を必要とせず、客観的に誰でも評価できる項目と、主観的な技術評価とに分ける必要がある。
- 同じ価格でも能力の高い業者が施工したほうがいい。能力（技術者の素養）を主観的にヒアリングするなり、いろいろなやり方がある。
- 技術提案ではなくても、工事内訳書、施工計画のヒアリングでもいいのではないか。
- 個別・具体の技術力と、当たり前の技術力も分けて考える必要がある。
- 技術提案型の場合、件数を増やすためには、評価項目を整理し、プロトタイプを作っていないと広がっていかない。
- 工事の分類、発注者の能力・体制の分類に応じた評価項目のメニューをどこまでガイドラインで示せるか。イメージがつかめる程度でいい。
- 直轄で言えば、難易度の高い方から、昨年3件程度試行したデザイン・ビルドの例（岡山方式）、次が従来の総合評価方式、残りが簡易な方式となり、いずれ将来的には維持工事も含めて全ての工事を総合評価方式としたいと考えている。
- 瑕疵担保能力も1つの評価項目として考えられる。
- 瑕疵担保能力は広い範疇としては含まれるが、この委員会では細かい議論はできない。入札までの段階で、企業評価として何を審査、評価しているかを整理しておく。

〔評価のウェイト〕

- 価格と技術の評価において価格が絶対的優位にならないようにしないといけない。そうしないと価格が最低制限価格に集中し、総合評価方式の意味がなくなる。
- 価格とそれ以外の要素のウェイトの考え方はガイドラインには入れないといけない問題である。
- ウェイトを考えるにあたっては、工期の短縮等の発注者ニーズを分析・整理する必要がある。

〔不良不適格業者の排除／事前審査〕

- 市では高度な技術を要する工事自体がない。市町村のレベルとしては、名前だけのような悪質業者がいるので、それらの業者を排除する仕組みが必要である。
- 全ての工事について、入札参加者を少なくしてほしい。真剣に検討し、見積りを行うにも費用がかかるものであり、多くの参加者が入るのは好ましくない。
- 事前審査を強調してしまうと、市町村が尻込みしてしまう恐れがある。

〔次回委員会に向けて〕

- 第2回委員会では具体的な評価指標等を議論していきたい。
- 評価項目等を考える上で、議論が噛み合うようにイメージが分かる具体例を示して欲しい。発注者の体制や工事の種類、工夫の余地の有無等をケース分けして示して欲しい。
- どういう工事が発注者ごとでどう分布しているのか。一般的な工事で先ず整理して欲しい。
- 工事の事例とともに、工期の短縮等、技術力の評価の例も示して欲しい。

以 上

総合評価方式の適用拡大の意義

1. 価格競争による問題点

現在、大多数の公共事業の入札において用いられている価格競争方式では、下記の問題点が顕在化している。

- ・ 低価格入札による不良不適格業者の参入により、
 - ・ 品質低下の懸念
 - ・ 優良な民間事業者の疲弊
 - ・ 賃金不払い・労働条件の悪化 等
- ・ 技術力の確保・向上のインセンティブが働かない
- ・ 談合問題

2. 総合評価方式の適用拡大の意義

価格競争に対し、価格と技術力を総合的に評価する総合評価方式を適用することにより、下記の効果が見込まれる。

- ・ コスト縮減と品質の確保
- ・ 技術力評価による不良不適格業者の排除
- ・ 民間事業者の技術力の向上に係わるインセンティブの形成
- ・ 技術力をあわせて評価することによる談合に対する一定の防止効果

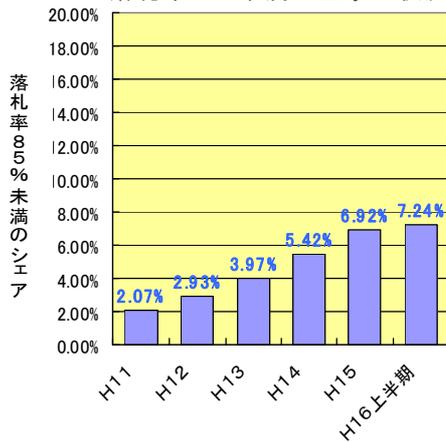


公共工事の品質確保を促進するため、平成 17 年 4 月 1 日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」が求められることとなった。

直轄及び都道府県における落札率85%未満の推移

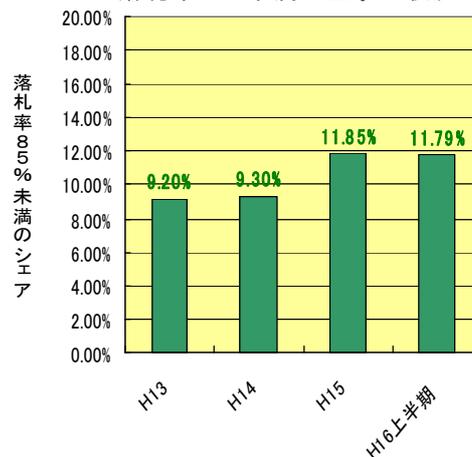
- ・国土交通省直轄工事においては、落札率85%未満の工事が年々増加し、H16上半期には85件(全体の約7%)
- ・都道府県では、全体の約1割は落札率85%未満の工事

国土交通省直轄工事における落札率85%未満の工事の状況



※落札率85%未満の工事のシェア

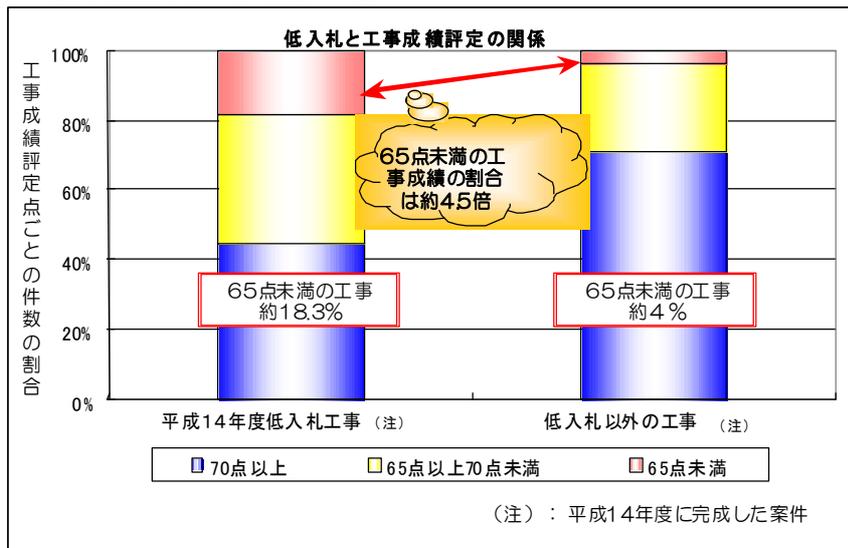
全都道府県における落札率85%未満の工事の状況



※落札率85%未満の工事のシェア

国土交通省における低入札と工事成績評価の関係

⇒低入札の工事ほど工事成績は低く、65点未満となる工事の割合は、低入札以外の工事の約4.5倍



(国土交通省調べ)

公共工事の特性

1. 公共工事の実施状況

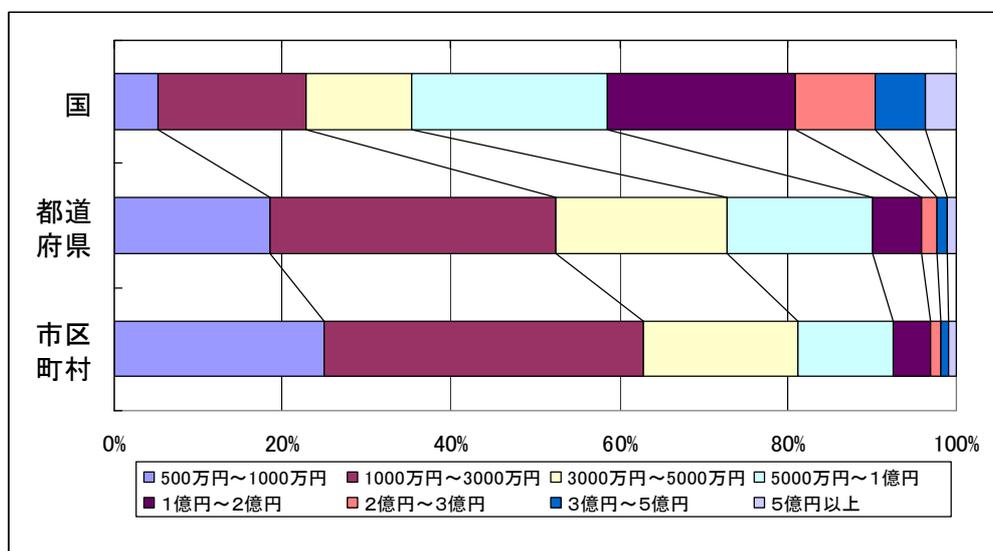
国、都道府県（政令市含む）、市区町村の発注機関別の工事規模、工種分布について CORINS（工事实績情報サービス）に登録されている平成15年度及び平成16年度竣工工事から整理して以下に示す。

（1）工事規模別工事件数

工事規模	国	都道府県	市区町村	合計
500万円～1,000万円	2,781	63,180	64,863	130,824
1,000万円～3,000万円	9,218	115,295	97,798	222,311
3,000万円～5,000万円	6,720	69,128	47,773	123,621
5,000万円～1億円	12,259	58,318	28,833	99,410
1億円～2億円	11,694	20,305	11,929	43,928
2億円～3億円	5,011	5,693	3,045	13,749
3億円～5億円	3,133	4,205	2,308	9,646
5億円以上	1,977	3,512	2,333	7,822
合計	52,793 (8.1%)	339,636 (52.1%)	258,882 (39.7%)	651,311 (100.0%)

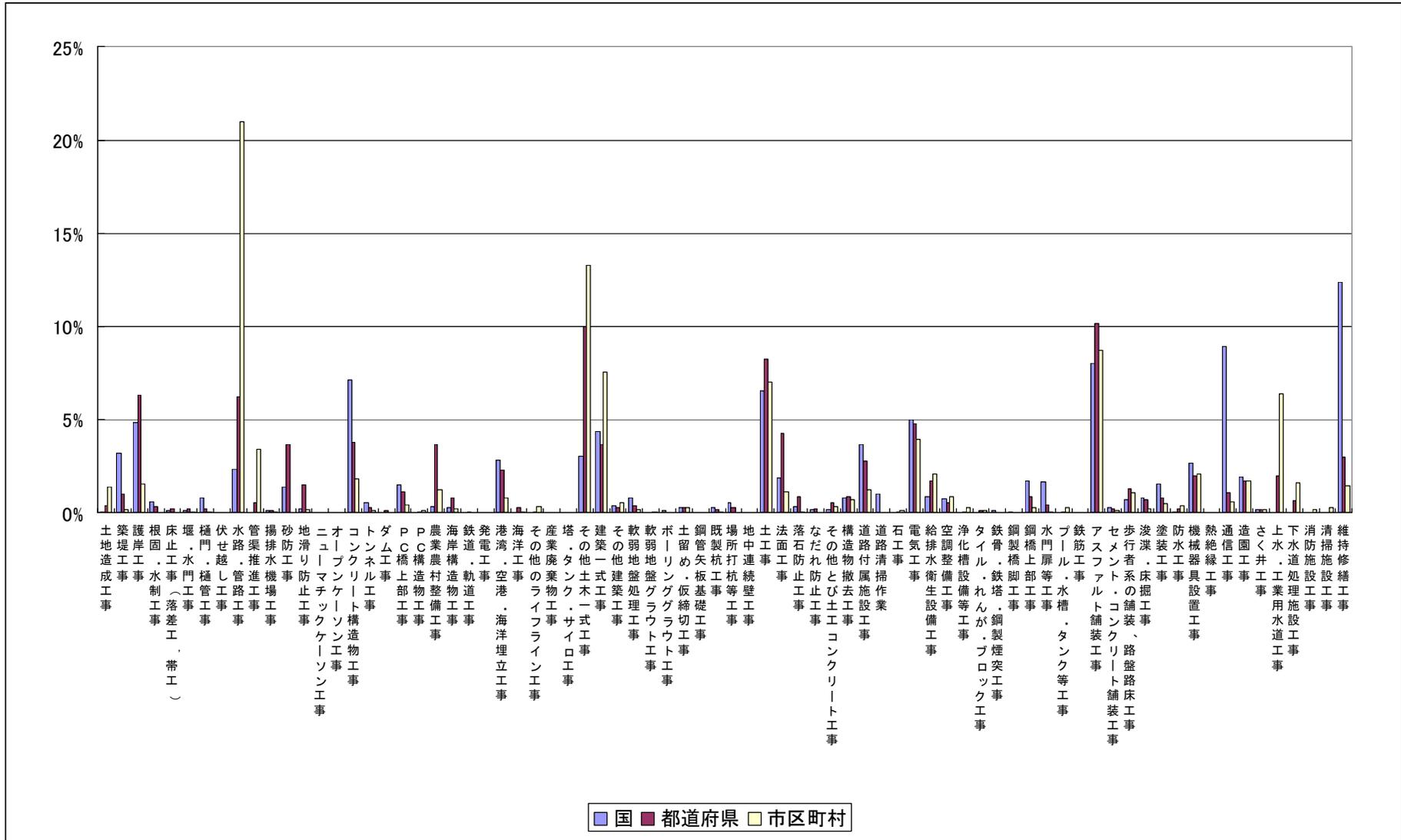
※ 「国」は国土交通省発注工事。「都道府県」には政令市発注工事を含む。

※ 「国」、「都道府県」では500万円超の工事をCORINSに登録するよう義務付けられているが、「市区町村」においては全発注機関において登録が義務付けられてはいない。なお、平成15年度及び16年度竣工工事がCORINSに登録されている市区町村数は2,818団体（全3,190団体の88%）である。

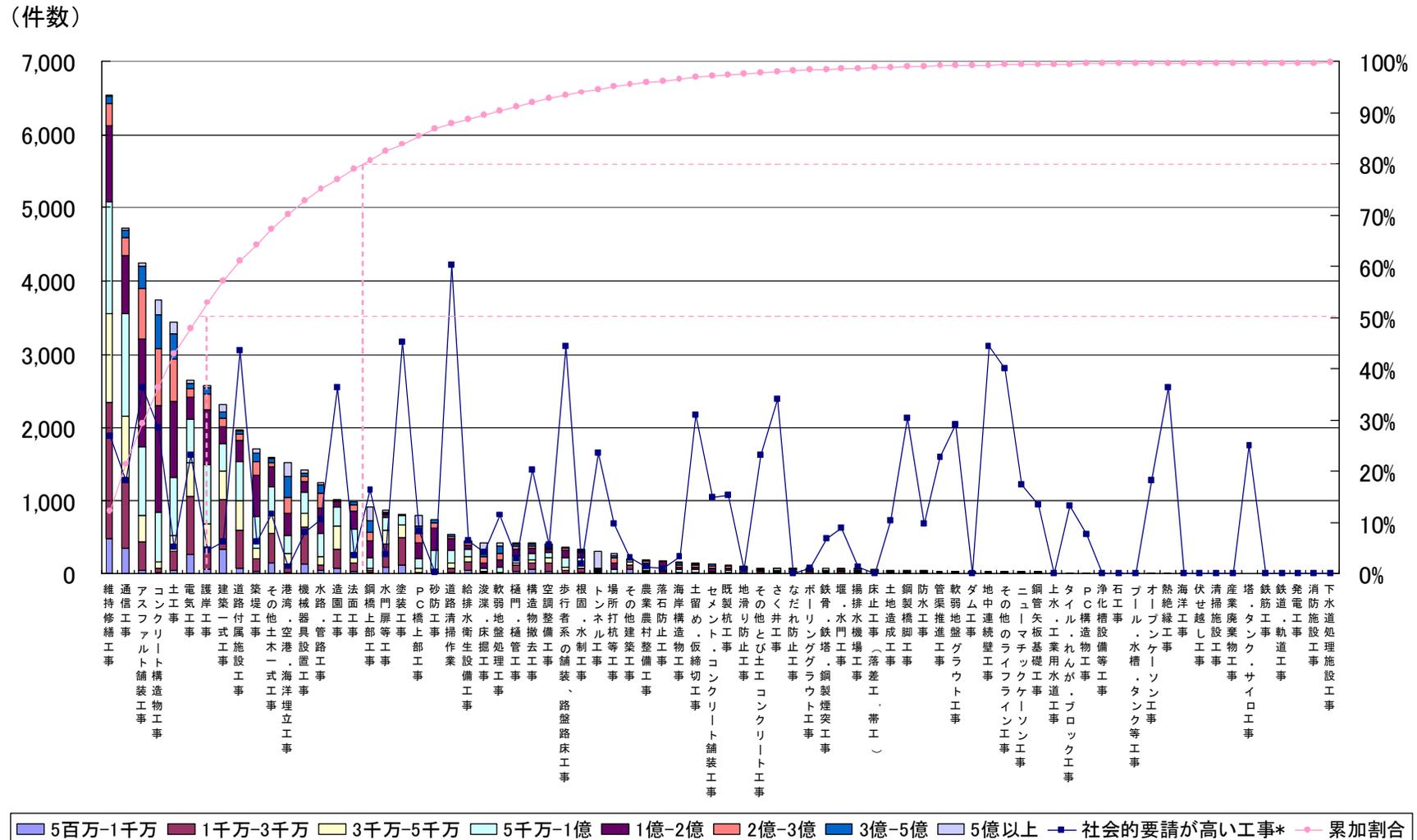


(2) 工 種

① 発注機関別工種件数の割合

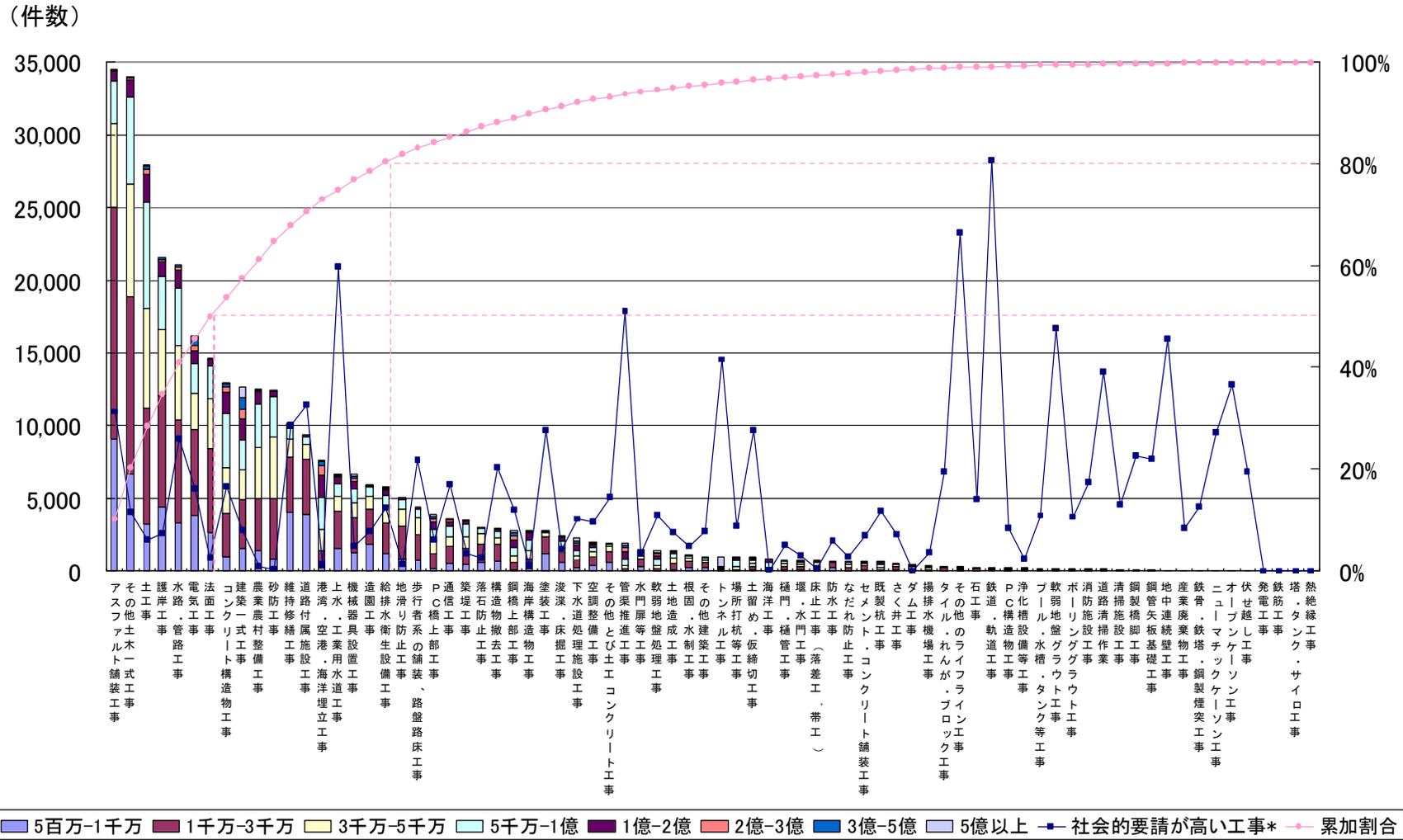


② 工種分布 (国)



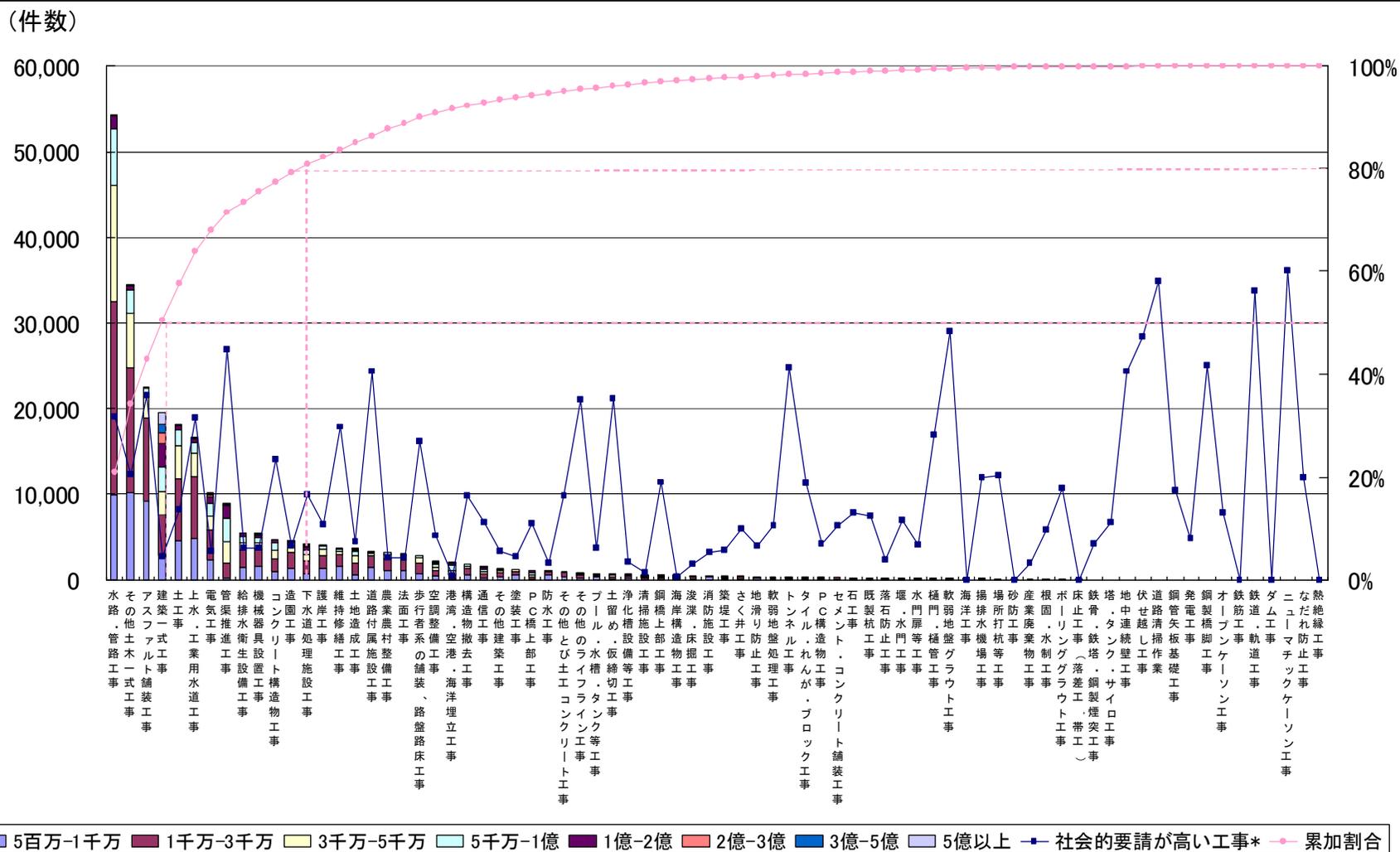
* DID地域における交通規制、夜間工事、近接施工を伴う工事を社会的要請が高い工事とする。

③ 工種分布（都道府県）



* DID地域における交通規制、夜間工事、近接施工を伴う工事を社会的要請が高い工事とする。

④ 工種分布 (市区町村)



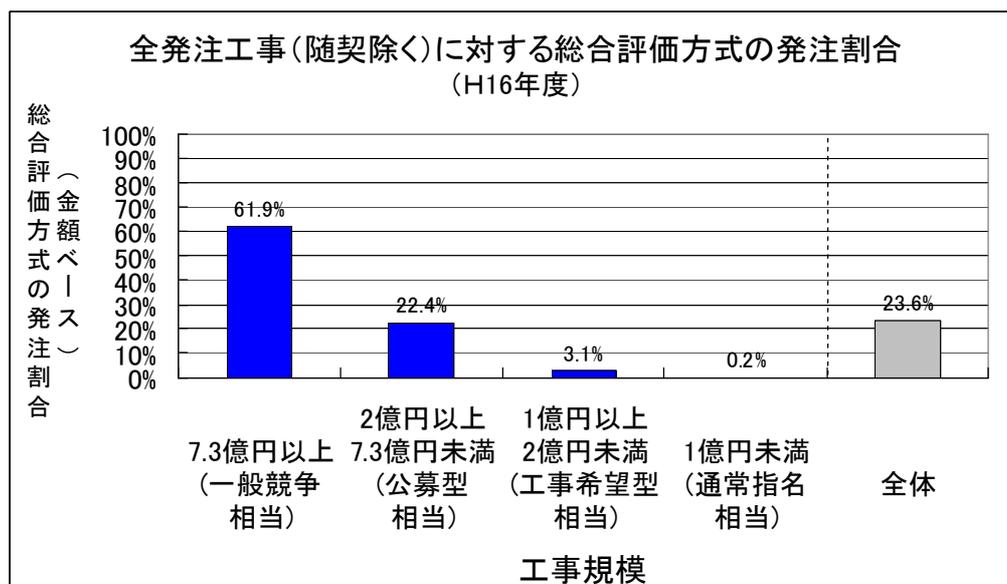
* DID地域における交通規制、夜間工事、近接施工を伴う工事を社会的要請が高い工事とする。

2. 現行の総合評価方式の適用状況

総合評価方式の実施状況、技術的難易度との関係、工種との関係について直轄における総合評価方式の適用データならびにCORINSから整理して以下に示す。

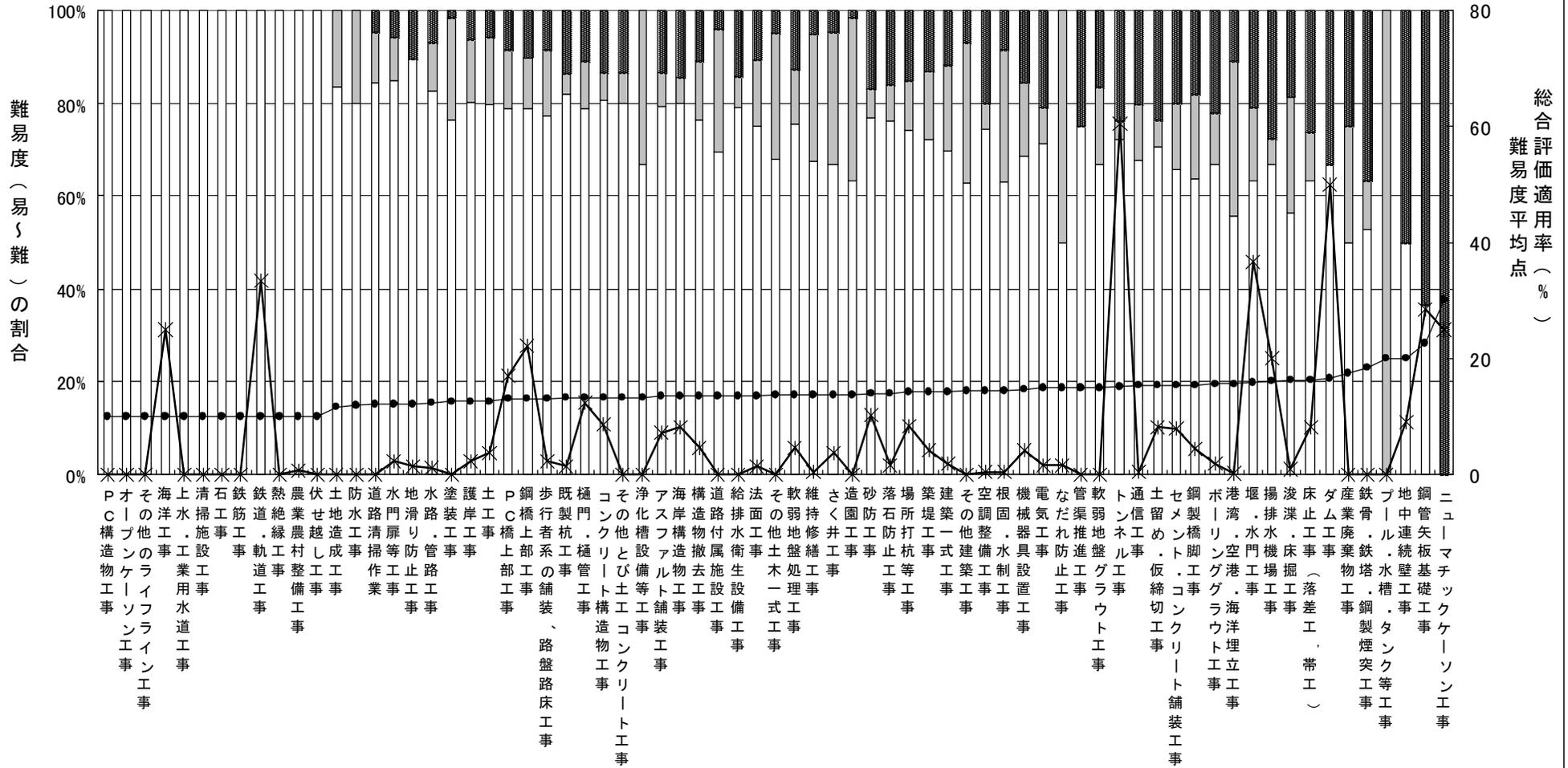
(1) 実施状況

直轄工事（8地方整備局）における平成16年度発注工事に対する総合評価方式の発注割合は以下のとおりである。



工事規模	全体 発注金額 (百万円)	総合評価落札方式		
		発注件数	発注金額 (百万円)	発注割合
7.3億円以上 (一般競争相当)	325,347	99	201,521	61.9%
2億円以上 7.3億円未満 (公募型相当)	289,274	170	64,755	22.4%
1億円以上 2億円未満 (工事希望型相当)	249,528	50	7,726	3.1%
1億円未満 (通常指名相当)	301,211	8	627	0.2%
全体	1,165,360	327	274,629	23.6%

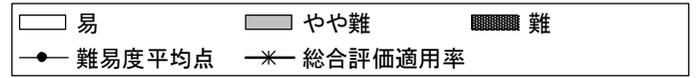
(2) 工種別技術的難易度、及び総合評価適用割合



※難易度(易～難)は、H14年度竣工データに基づく

※難易度平均点は、難を30点、やや難を20点、易を10点として算定

※総合評価適用率は、「H14～H16発注の総合評価工事数/H14～H16.12竣工工事数」で算出(傾向の把握の参考値)



(3) 工種別評価項目

平成14年度から平成16年度12月までに契約された総合評価方式適用工事を対象に、工種別毎に代表的な評価項目の適用状況を以下に整理する。

表 現行の総合評価方式における評価指標(例) [1/2]

評価指標			工種	床止 工事 (落 差 工 帯 工)	水 路 ・ 管 路 工 事	ニューマ チック 工 事	ダム 工 事	PC 橋上 部 工 事	海岸 構 造 工 事	建築 一 工 事	軟弱 地盤 処 理 工 事	法面 工 事	構 造 撤 去 工 事	電 気 工 事	鋼 橋 上 部 工 事	ア ス フ ル 舗 装 工 事	セ ム ト ・ コ ン リ ー ト 舗 装 工 事	歩 行 者 系 の 舗 装 、 路 床 工 事	浚 渫 ・ 床 掘 工 事	機 械 器 具 設 置 工 事	通 信 工 事	維 持 修 繕 工 事	評価基準の例 (配点は全て10点)	
分類	評価指標の例	具体的な評価項目																						
総合的なコスト	エネルギー消費量	ガス消費量、ポンプ所要電力量、ポンプ電力消費量、損失電力量、電動機入力電力、電力消費量(15年間/40年間の電気基本料金、工事用契約電力、エレベータ消費電力等)、燃料消費量、発電機/非常用自家発電機の燃料消費量、発電機の発電効率、変圧器の変換損失値								1				23							20	2	<提案数値の定量評価> ・非常用自家発電機の燃料消費率： 最高提案者に10点標準案に0点とし按分 ・変圧器の変換損失値： a点/OW当たり	
目的物の性能・機能	設備の仕様【ポンプの性能】	ポンプ効率、ポンプ再起動時間、ポンプ排水量、ポンプ休止期間日数、ポンプ水力部の故障復旧対策																		15			<提案数値の定量評価> ・ポンプ排水量： a点/〇(m ³ /s)当たり	
	路面の車両走行騒音値の低減	完成時、供用6ヶ月後、回復作業後		1												91		1					4	<提案数値の定量評価> ・走行騒音値： a点/〇dB当たり
	路面の平坦性の向上	完成時の平坦性、床版の平坦性向上対策						1									8	2						<提案数値の定量評価> ・路面平坦性の管理基準値： a点/〇mm当たり
社会的要請	施工中の騒音値			1	2	2				1						1							<提案数値の定量評価> ・夜間作業における騒音低減値 a点/〇dB当たり	
	水質汚濁対策	工事排水のSS値(浮遊物質)				1		1												3			2	<提案数値の定量評価> ・SS値の低減値： a点/〇(mg/L)当たり
	水質汚濁対策【汚水・排水処理方法に係る提案】	汚水処理対策、濁水対策、濁水処理水の対策、既設集水井経由の排水処理方法					1	4	2				1			4								<判定による定性評価> ・グラウト残留物及びプラント洗浄水の処理に関する提案の良否 ・排水処理に関する施工計画の良否： 優10点、良5点、可0点
	交通規制期間【車線規制期間】	車線規制の日数・回数、1車線規制の日数・時間、片側車線規制の日数			2				3				2			11	39						6	4

表 現行の総合評価方式における評価指標（例）[2/2]

評価指標			工種	床止 工事 (落 差 工, 帯 工)	水 路・ 管 路 工 事	ニューマ チック ソ ン 工 事	ダム 工 事	PC 橋上 部 工 事	海岸 構 造 物 工 事	建 築 一 工 事	軟 弱 地 盤 処 理 工 事	法 面 工 事	構 造 物 撤 去 工 事	電 気 工 事	鋼 橋 上 部 工 事	ア ス フ ル 舗 装 工 事	セ ン ト ・ コ ン ク リ ト 舗 装 工 事	歩 行 系 の 舗 装、 路 路 床 工 事	浚 渫・ 床 掘 工 事	機 械 器 具 設 置 工 事	通 信 工 事	維 持 修 繕 工 事	評価基準の例 (配点は全て10点)		
分類	評価指標の例	具体的な評価項目																							
社会的 要 請	安全対策 【第三者の安全対策】	一般交通・近隣住民・道路利用者・施設利用者・船舶に対する安全対策、一般交通への影響日数、道路部幅員、歩行者通路幅・面積、管理用通路の確保						32		11	2	1	1		18	10								<提案数値の定量評価> ・一般交通への影響日数： a点/〇日当たり <判定による定性評価> ・安全対策に関する施工計画の良否： 優10点、良5点、可0点	
	建設副産物・リサイクル対策【リサイクル対策】	CO 2 削減、冬季掘削土、間伐材・伐採樹木、既設撤去機器、擬石連節ブロック、吸い出し防止材、取り壊し材、再資源化割合						2		3	1	2	1	1	1						3	2	<提案数値の定量評価> ・伐採除根材のリサイクル率： a点/〇%当たり ・間伐材の使用量： a点/〇m ³ 当たり <判定による定性評価> ・廃電線・ケーブル類のリサイクルに係わる提案： 優10点、良5点、可0点		
	施工短縮時間	路上作業時間																	2				1	<提案数値の定量評価> ・路上作業時間の短縮： a点/〇日当たり	
	施工短縮日数【河川工に係る施工日数の短縮】	堤防開削期間、非出水期施工可能日数に対する施工日数、出水期間中のポンプ据付施工日数、用水路付替え時の断水日数の短縮		2										1								1		<提案数値の定量評価> ・施工短縮日数： a点/〇日当たり	
	施工短縮日数【橋梁工に係る施工日数の短縮】	上部工施工日数、架設工日数、製作・架設工日数、下部工施工日数、橋脚作業日数、上部・下部工撤去日数、床版工着手可能となるまでの日数							18					4		37	1							1	<提案数値の定量評価> ・施工短縮日数： a点/〇日当たり
	施工短縮日数【道路工に係る施工日数の短縮】	道路工日数、舗装工日数、表層舗設日数、迂回路設置（施工）の日数							1								24	4	1					1	<提案数値の定量評価> ・施工短縮日数： a点/〇日当たり
	施工法【地表面等の変位対策】	変位抑制対策、鋼管建込み完了時の垂直変位量、深層混合処理後の圧密沈下量、深礎混合処理工法（変位低減型）における鉄道敷の水平変位、地山評価法										3		1										・深層混合処理後の圧密沈下量： 最高提案者に10点標準案に0点とし按分 ・水平変位の低減 a点/〇mm当たり	

3. 工事規模と施工上の技術的課題の難易度に応じた工事特性分類

現行の国土交通省で実施している総合評価方式は、

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、対策の達成度に相当程度の差異が生ずる工事

といった施工上の課題があるもののうち、特に、技術的難易度が高く、かつ工事規模の大きなもの（一般競争入札または公募型指名競争入札方式の工事：2億円以上）に適用している。（下図の領域Ⅰ）

今後は

- ・ 施工上の技術的難易度が高いが、工事規模の小さいもの（領域Ⅱ）、
- ・ 施工上の技術的難易度が高くはないものの、工事規模の大きなもの（領域Ⅱ）、
- ・ 施工上の技術的難易度が低くなく、かつ工事規模の小さなもの（領域Ⅲ）

においても総合評価方式を適用していくことが考えられる。

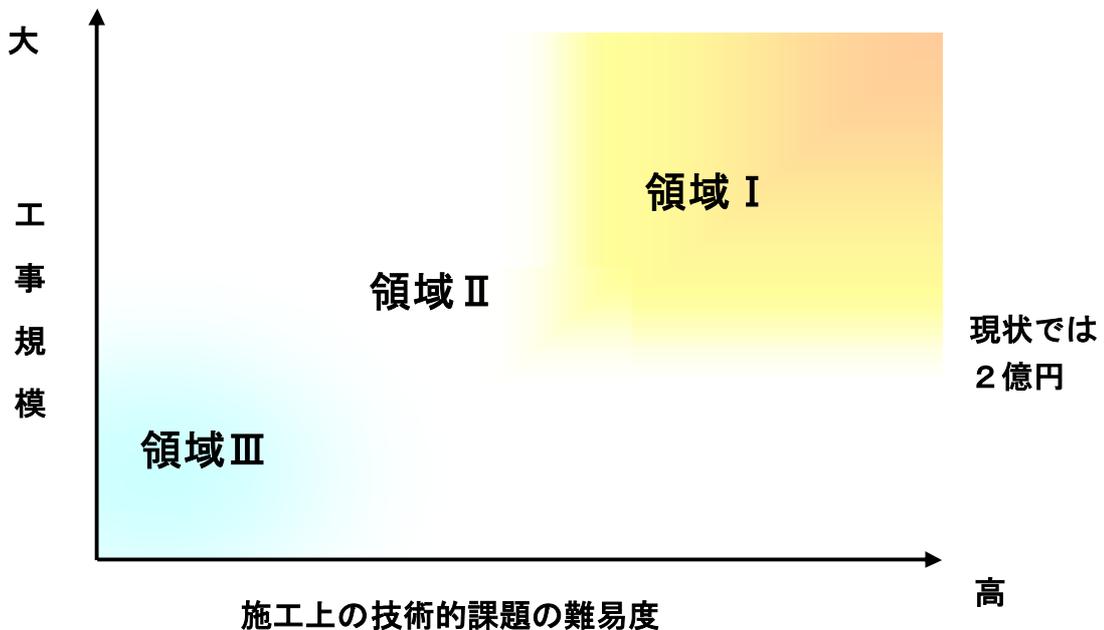


表 工事特性分類による工事の具体例と該当工事件数割合（目安）

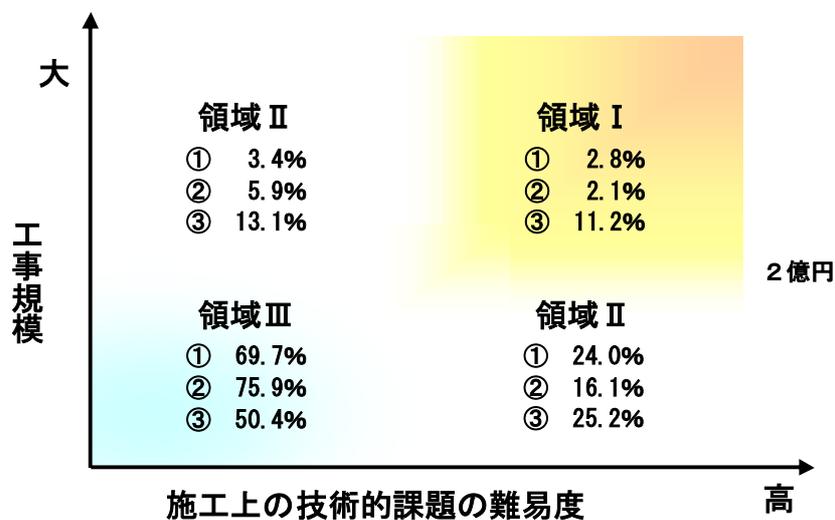
領域	概要	工事の具体例	国	都道府県	市町村
I	工事規模は大きく、施工上の技術的難易度が高い。技術提案の余地や効果は大きい。	高規格幹線道路の舗装工事・立体交差化・共同溝・長大橋、家屋近接地における築堤、国立公園内のトンネル・砂防、ダム本体	3.9%	0.8%	0.3%
II	工事規模は大きいが施工上の技術的難易度は高くはなく、技術提案の余地や効果が小さい。	郊外（周辺は田畑のみ）における高架橋、宅地造成、造園	15.3%	3.2%	2.7%
	施工上の技術的難易度は高いが工事規模が小さく、技術提案の余地や効果が小さい。	市街地における下水道管敷設工事、夜間の舗装工事、鉄道・病院等に近接する小規模工事	14.7%	13.9%	21.1%
III	工事規模が小さく、施工上の技術的難易度が低い。	小規模河川における堰堤、現道の側溝・小規模擁壁	66.1%	82.2%	75.9%
計			100.0%	100.0%	100.0%

注）ここでは便宜的にCORINSのデータを基に、工事規模の大小は、工事請負金額が2億円以上を「大」、2億円未満を「小」、また施工上の技術的課題の難易度の高いものとしてDID地域内における現道作業、夜間工事、近接施工が必要な工事、上記に該当しない工事を難易度の高くないものと分類している。

以下に国、都道府県、及び市区町村の別で発注量の多い上位3工種における各領域の該当工事件数割合を示す（ただし、一般土木一式、建築一式は対象外とする）。

（国）

- 工種①：維持修繕工事
- 工種②：通信工事
- 工種③：アスファルト舗装工事

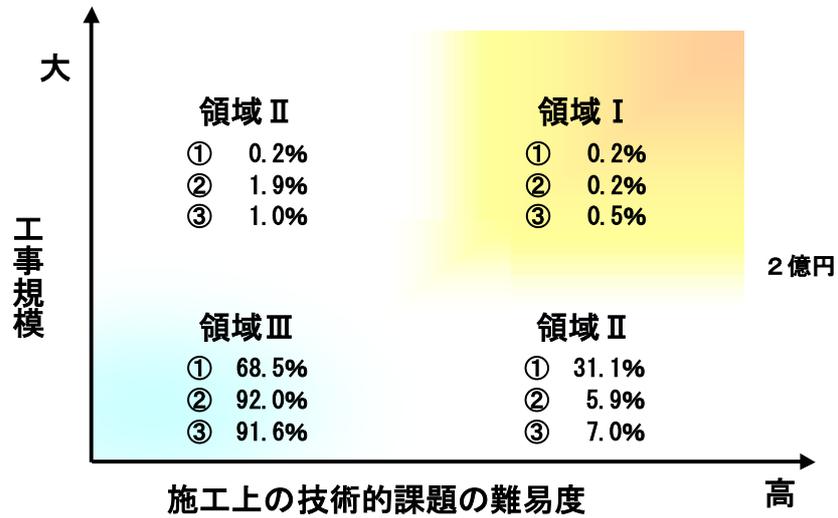


(都道府県)

工種①：アスファルト舗装工事

工種②：土工事

工種③：護岸工事

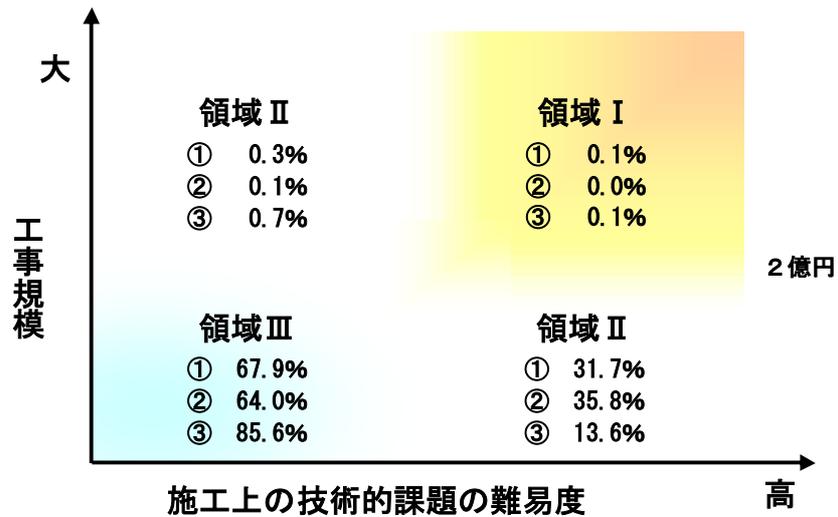


(市区町村)

工種①：水路管路工事

工種②：アスファルト舗装工事

工種③：土工事



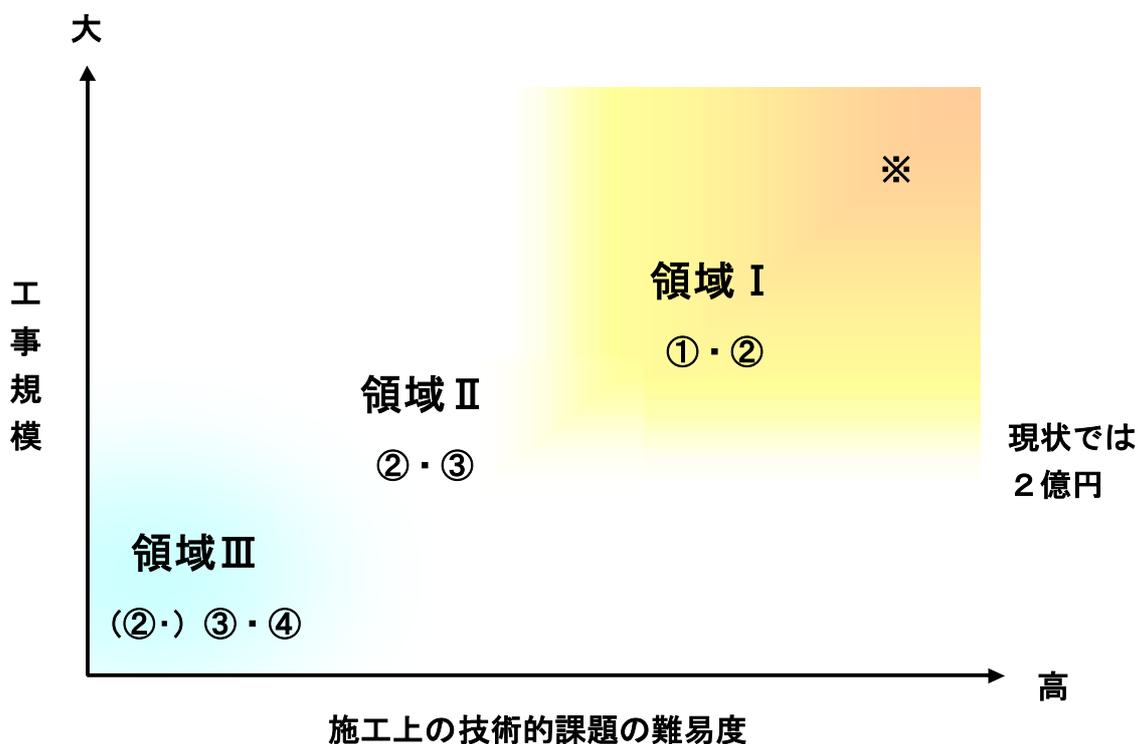
公共工事の特性を踏まえた総合評価方式のあり方

1. 評価項目

総合評価方式をより幅広く適用する際の評価項目として、以下のものが考えられる。

発注者のニーズ	評価の視点	考えられる評価項目	備考
①企業の技術力	コスト	<ul style="list-style-type: none"> 総合的なコストに関する事項 ①ライフサイクルコスト ②その他（補償費等） 	現行の総合評価方式において評価
	性能・機能	<ul style="list-style-type: none"> 工事目的物の性能、機能に関する事項 	
	社会的要請	<ul style="list-style-type: none"> 社会的要請に関する事項 ①環境の維持 ②交通の確保 ③特別な安全対策 ④省資源対策又はリサイクル対策 	
②施工の確実性	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 工程管理に係わる技術的所見（工程表） 施工上の課題に係わる技術的所見 施工上の配慮すべき事項 	
	技術者の施工能力	<ul style="list-style-type: none"> 技術者の専門技術力 当該工事の理解度・取り組み姿勢 技術者のコミュニケーション力 	
③企業の信頼性	経営力	<ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査総合評定値 	
	技術力	<ul style="list-style-type: none"> 同種・類似工事の施工実績 工事成績 配置予定技術者の資格 優良工事表彰 関連分野での技術開発の実績 	
④企業の地域性	地域精通度 地域貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 地域内での拠点の有無 近隣地域での施工実績 災害協定等による地域貢献の実績 ボランティア活動による地域貢献の実績 障害者の雇用状況 男女共同参画の状況 地産品の使用状況 	

2. 公共工事の特性を踏まえた総合評価方式の適用イメージ



領域	公共工事の特性	発注者のニーズ	
I	工事規模が大きく、施工上の技術的難易度が高い。技術提案の余地や効果は大きい。	施工上の課題について民間事業者によるVE提案を募り、工事の高度化を図りたい。	①企業の技術力 ②施工の確実性
II	工事規模は大きいが施工上の技術的難易度は高くはない、あるいは施工上の技術的難易度は高いが工事規模が小さく、技術提案の余地や効果が小さい。	発注者の指示する仕様に基づき、適切で確実な施工を確保できる技術力を保有しているか確認したい。	②施工の確実性 ③企業の信頼性
III	工事規模が小さく、施工上の技術的難易度が低い。	発注者の指示する仕様に基づいた工事を実施するための最低限の技術力を保有しているか確認したい。	(②施工の確実性) ③企業の信頼性 ④企業の地域性

※特に技術的難易度の高い工事については、以下の方式等を適用することが考えられる。

- ・対話方式：品確法第13条（技術提案の改善）、第14条（予定価格）に基づく方式
- ・二段階選抜方式：簡易な技術提案及びヒアリングにより業者を絞り込んだ後、高度な技術提案と価格を求め、総合評価を行う方式
- ・二封筒方式：技術提案により業者を絞り込んだ後、価格と総合評価を行う方式

施工上の技術的課題の難易度については、工事の施工条件、環境条件等から各工事ごとに発注者が判断するものであるが、課題の例として以下の事項が考えられる。

表 施工上の技術的課題の例

施工上の課題			備考
総合的なコスト	ライフサイクルコスト	<input type="checkbox"/> 供用中にエネルギーを消費する施設で、消費量の削減によりライフサイクルコストが削減される。	機械設備の燃料消費量の削減
		<input type="checkbox"/> 維持管理が困難な構造物で、長寿命化によりライフサイクルコストが削減される。	橋梁等の塗装
	補償	<input type="checkbox"/> 補償を要する工事で工期の短縮が補償費の削減につながる。	水利権、漁協権等の補償期間の短縮
工事目的物の性能・機能	性能・機能	<input type="checkbox"/> 自動車専用道や交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる。	道路舗装
		<input type="checkbox"/> 低騒音・低振動化により、住民満足度が向上する設備。	設備の騒音、振動
		<input type="checkbox"/> 施工数量により、設備の機能・性能が向上する。	利水容量等の確保
社会的要請	近接施工	<input type="checkbox"/> 鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。	
		<input type="checkbox"/> 架空線があり、施工に配慮を要する。	
		<input type="checkbox"/> 地下埋設物があり、施工に配慮を要する。	
		<input type="checkbox"/> 民家があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
		<input type="checkbox"/> 病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
	現道作業	<input type="checkbox"/> 施工にあたり交通規制が伴う。	
		<input type="checkbox"/> 施工にあたり、歩行者の安全対策に配慮を要する。	
	水質汚濁	<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止の対策が必要。	
		<input type="checkbox"/> 地下水遮断への対策が必要。	
	振動・騒音	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、振動・騒音対策が必要。	
	大気汚染	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、大気汚染対策が必要。	
	臭気	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、臭気対策が必要。	
	地盤沈下	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、地盤沈下対策が必要。	
揮発性有機化合物	<input type="checkbox"/> 施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物への対策が必要。		
環境	<input type="checkbox"/> 自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。	騒音、振動、粉塵、自然改変面積	

3. 具体的な評価方法

(1) ①企業の技術力

「①企業の技術力」は、工事規模が大きく、施工上の技術的難易度が高い場合（技術提案の余地が大きく、技術提案による効果が期待されるもの）に評価する。

「①企業の技術力」に関する評価項目と評価基準の例を以下に示す。

表中の [] 内の数値は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性に応じて数値を設定する。

表 「①企業の技術力」における評価基準の例（1 / 2）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例	配点例
コスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	次のコストの低減に関する技術提案内容： ・ライフサイクルコスト ・その他（補償費等）	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案から、当該コストを評価。	[0.0] (コストとして評価)
			(ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例) ・非常用自家発電機の燃料消費率 ・変圧器の変換損失値 等 (その他コストに関する具体的な評価項目例) ・補償費の生じる期間の短縮日数 等	
性能・機能	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について： ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定、等）	[20.0]
			(性能、機能に関する具体的な評価項目例) ・舗装構造提案による走行騒音値 ・ポンプ排水量 等	

表 「①企業の技術力」における評価基準の例（2 / 2）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例	配点例
社会的要請	社会的要請への対応に関する技術提案	次の社会的要請への対応に関する技術提案内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の維持 ・ 交通の確保 ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策又はリサイクル対策 	社会的要請への対応に関する技術提案内容について： <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定、等） 	[20.0]
			（環境の維持に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事排水のSS値 ・ 施工騒音の低減値 ・ 施工ヤードの裸地面積 等 （交通の確保に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数 等 （特別な安全対策に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者用通路幅 等 （省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、伐採除根材等のリサイクル率 ・ 分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等 	
配点 計： [0.0] ～ [20.0] （コストに関しては別途評価）				

(2) ②施工の確実性

表中の [] 内の数値は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性に応じて数値を設定する。

表 「②施工の確実性」における評価基準の例（1 / 3）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		配点例
施工計画	工程管理に係わる技術的所見 (工程表)	施工計画の実施手順の妥当性	施工計画の実施手順が適切であり、優位な工夫が見られる	[5.0]	[5.0]
			施工計画の実施手順が適切	[3.0]	
			その他	[0.0]	
		施工量の把握の適切性	各工程の工期が適切であり、優位な工期短縮が見られる	[5.0]	[5.0]
			各工程の工期が適切	[3.0]	
			その他	[0.0]	
	施工上の課題に係わる技術的所見 (※1)	発注者が指定した特定の課題への対応の的確性（与条件との整合性・理解度・対応方針の裏付け等）	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優位な工夫が見られる	[5.0]	[5.0]
			課題への対応が現地の環境条件を踏まえておりの確	[3.0]	
			その他	[0.0]	

表 「②施工の確実性」における評価基準の例（2／3）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		配点例
施工計画 (つづき)	施工上の配慮すべき事項 (※1)	当該工事において特に配慮すべき事項に関する記述内容の適切性（与条件との整合性・理解度・対応方針の裏付け等）	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、優位な工夫が見られる	[5.0]	[5.0]
			配慮事項が現地の環境条件を踏まえておりの確	[3.0]	
			その他	[0.0]	
配点 計： [0.0] ～ [20.0]					

(※1) 施工上の課題は複数設定してもよい。また、施工上の課題が明確な工事の場合には発注者が課題を特定し明示するものとするが、課題が明確ではない工事の場合には発注者が課題を特定せずに当該工事において特に配慮すべき事項について任意に記述させる。

(環境（騒音）対策の例)

- ・発生源対策
- ・伝播対策
- ・計測管理体制
- ・作業時間帯等

(安全対策の例)

- ・歩行者に対する安全対策
- ・照明灯の設置、・環境美化配慮
- ・案内板の設置
- ・交通整理員の増員 等

(建設副産物対策の例)

- ・特定建設資材等の分別方法
- ・ISO14001による管理
- ・梱包材抑制方法 等

表 「②施工の確実性」における評価基準の例（3／3）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		配点例
技術者の施工能力 (※2)	技術者の専門技術力（経歴・実績・知識）	次の視点から技術者の専門技術力： ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	[5.0]	[5.0]
			実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	[3.0]	
			その他	[0.0]	
	当該工事の理解度・取り組み姿勢	次の視点から当該工事の理解度・取り組み姿勢： ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	[5.0]	[5.0]
			当該工事について適切に理解している	[3.0]	
			その他	[0.0]	
	技術者のコミュニケーション力	質問に対する応答性（回答の的確性・簡潔性）	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	[5.0]	[5.0]
			その他	[0.0]	
	配点 計： [0.0] ～ [15.0]				

(※2) ヒアリングを実施する場合

(3) ③企業の信頼性

表中の [] 内の数値は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性に応じて数値を設定する。

表 「③企業の信頼性」における評価基準の例（1 / 2）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		配点例
経営力	経営事項審査総合評定値	経営事項審査総合評定値（客観点数） （瑕疵担保能力を含む）	[800] 点 ≤ 総合評定値	[5.0]	[5.0]
			[600] 点 ≤ 総合評定値 < [800] 点	[2.5]	
			総合評定値 < [600] 点	[0.0]	
技術力	同種・類似工事の施工実績	過去 [5] 年間の施工実績	直轄工事あり	[2.0]	[2.0]
			公団等の実績あり	[1.5]	
			都道府県の実績あり	[1.0]	
			市町村の実績あり	[0.5]	
			民間での実績あり	[0.0]	
	配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験	過去 [5] 年間の配置予定技術者の施工経験の有無	直轄工事あり	[2.0]	[2.0]
			公団等の実績あり	[1.5]	
			都道府県等の実績あり	[1.0]	
			市町村の実績あり	[0.5]	
			民間での実績あり	[0.0]	
	工事成績	過去 [2] 年間の工事成績評定点の平均点 ・全ての工事成績評定点の平均点 または ・特定の工種に係わる工事の工事成績評定点の平均点	[80] 点以上	[4.0]	[4.0]
			[75] 点 ~ [80] 点未満	[3.0]	
[70] 点 ~ [75] 点未満			[2.0]		
[65] 点 ~ [70] 点未満			[1.0]		
[65] 点未満			[0.0]		

表 「③企業の信頼性」における評価基準の例（2 / 2）

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		配点例
技術力 (つじき)	配置予定技術者の工事成績	過去 [2] 年間の配置予定技術者が担当した工事成績評定点の平均点	[75] 点以上	[3.0]	[3.0]
			[70] 点以上 [75] 点未満	[2.0]	
			[65] 点以上 [70] 点未満	[1.0]	
			[65] 点未満	[0.0]	
	配置予定技術者の資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士 または技術士	[2.0]	[2.0]
			2級土木施工管理技士	[0.0]	
	優良工事表彰	過去 [2] 年間の優良工事表彰（局長・所長等の表彰）の有無	局長表彰の実績あり	[2.0]	[2.0]
			事務所長表彰の実績あり	[1.0]	
			表彰の実績なし	[0.0]	
配点 計： [0.0] ～ [20.0]					

※追加の評価項目として以下が考えられる。

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		配点例
技術力	関連分野での技術開発の実績	当該工事の関連分野における特許権、実用新案権の取得等の有無	特許権、実用新案権の取得あり	[2.0]	[2.0]
			NETISへの登録あり	[1.0]	
			特許権、実用新案権の取得及びNETISへの登録なし	[0.0]	

(4) ④企業の地域性

表中の [] 内の数値は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性に応じて任意に数値を設定できるものとする。

表 「④企業の地域性」における評価基準の例

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		配点例
地域精通度・地域貢献度	地域内での拠点の有無	地域内における本支店、営業所等の所在地の有無	地域内に本店あり	[3.0]	[3.0]
			地域内に支店・営業所あり	[1.5]	
			地域内に拠点なし	[0.0]	
	近隣地域での施工実績	過去 [10] 年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり	[3.0]	[3.0]
			施工実績なし	[0.0]	
	災害協定等による地域貢献の実績	過去 [5] 年間の災害協定等の実績。 なお、対象とする活動の例： ・災害対応協定 ・大規模災害時の応急対策実績	活動実績あり	[2.0]	[2.0]
			活動実績なし	[0.0]	
	ボランティア活動による地域貢献の実績	過去 [5] 年間のボランティア活動の実施状況。なお、対象とする活動の例： ・災害ボランティア実績 ・ボランティアサポートプログラム参加実績 ・クリーンアップキャンペーン参加実績等	活動実績あり	[2.0]	[2.0]
			活動実績なし	[0.0]	
	配点 計： [0.0] ~ [10.0]				

※追加の評価項目として以下が考えられる。

評価の視点	評価項目例	評価内容	評価基準例		配点例
地域精通度・地域貢献度	障害者の雇用状況	障害者雇用の有無 (雇用期間1年以上の者を対象)	法定雇用率1.8%超	[2.0]	[2.0]
			法定雇用率1.8%以下	[0.0]	
	男女共同参画の状況	女性職員の雇用状況 (雇用期間1年以上の者を対象)	雇用率[X]%超	[2.0]	[2.0]
			雇用率[X]%以下	[0.0]	
	地産品の使用状況	地産品である木材 及びコンクリート 二次製品等の使用 実績の有無	使用実績あり	[2.0]	[2.0]
			使用実績なし	[0.0]	

4. 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方式

現行の総合評価方式においては、次式で示すように、入札者から技術提案として提示された性能、機能、技術等の「価格以外の要素」を得点化し、それをコストで除算して求まる「評価値」の最も高いものを落札者としている。

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{コスト}} = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{コスト}}$$

海外においては、評価値の算出方法として、上記の除算方式だけではなく、加算方式も採用されている。

	除算方式	加算方式
算出式	評価値＝技術評価点／価格	評価値＝技術評価点＋価格評価点
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格に対する技術力という評価値の持つ意味が理解しやすい。 ・ 価格と技術力の指標の統一が不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術評価点について標準点と加算点を分けて考える必要がない。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力の指標としての加算点の考え方が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格と技術力の単位を統一する必要がある。 ・ 技術力を貨幣換算するのは困難なため、価格を評点化するのが通常であるが、価格と技術力の重み付けの考え方が難しい。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 極めて低い入札額について、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。 	
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省 ・ 北海道、静岡県、愛知県、三重県、高知県、長崎県等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国、英国等 ・ 東京都、長野県、福島市等

(2) 技術評価点の設定の考え方

現行の総合評価方式（除算方式）では、基本的に技術評価点（標準点＋加算点）における標準点を100点、加算点の満点を10点と設定しているが、最も低い価格を入札した者が落札者となる場合が多い状況を踏まえると、技術評価点の割合を高めることが望ましい。

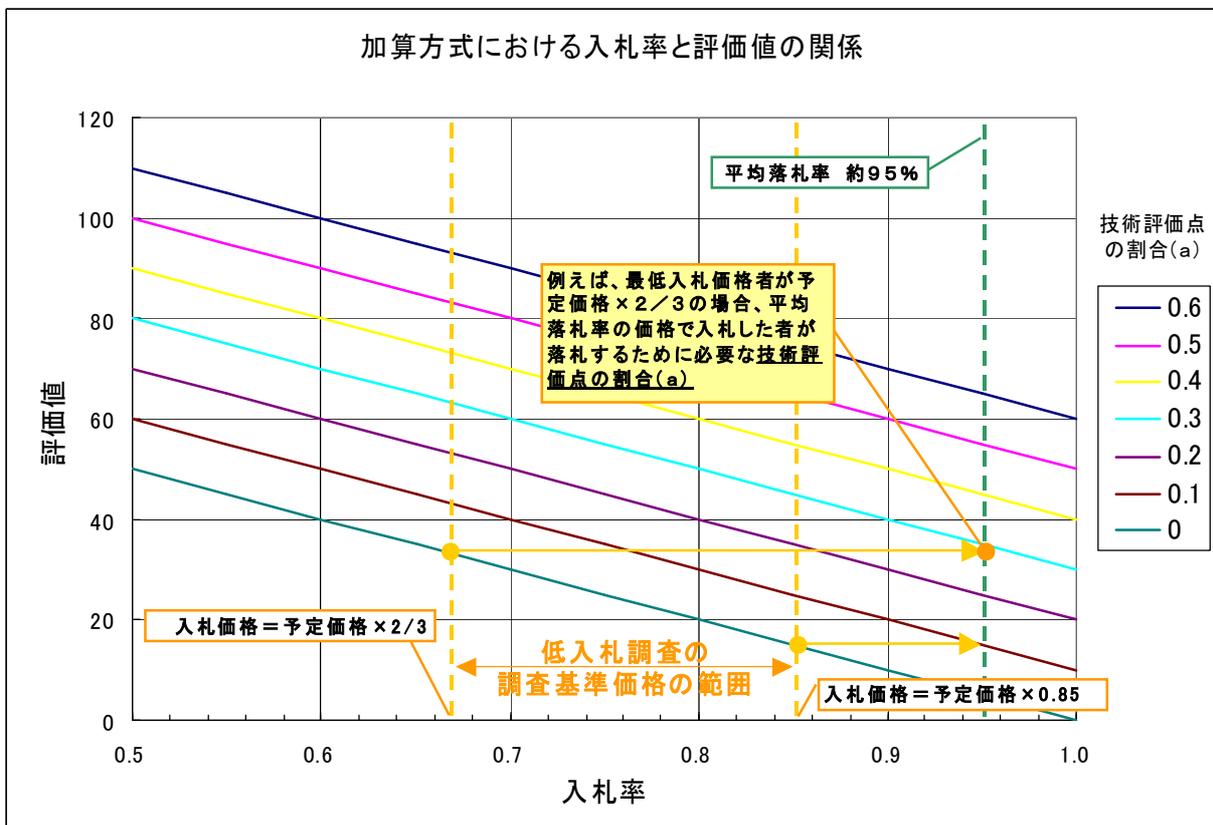
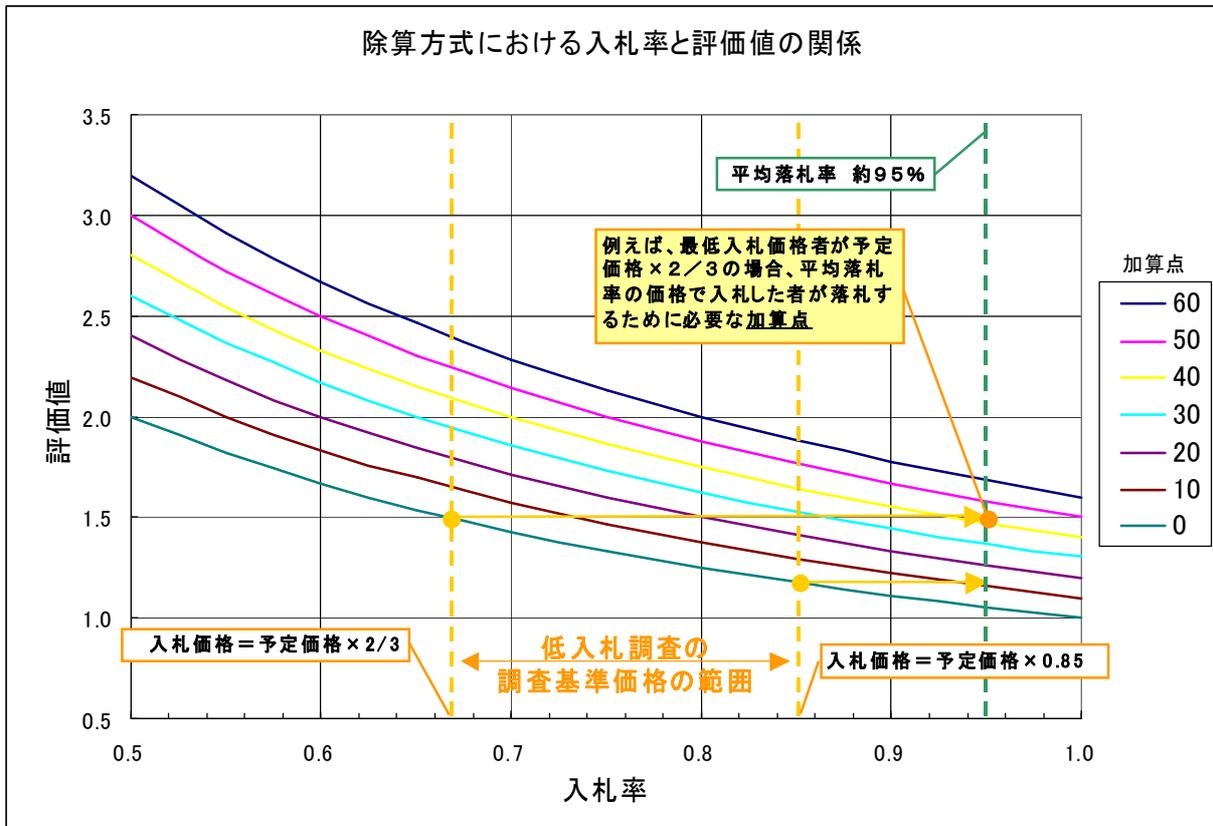
この際、低入札価格調査制度の調査基準価格（会計法第85条）に相当する入札価格（工事の場合は、予定価格の3分の2から10分の8.5を乗じた価格）があった場合においても、技術評価点により最低価格入札者を上回る評価値を得られるように配点するという考え方を導入すれば、以下の範囲で設定することが考えられる。

方式	評価値の算出方式	技術評価点の設定の考え方
除算方式	$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}}$ $= \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格}}$	標準点を100点、技術提案等に応じた加算点の満点を10～50点を標準とする。
加算方式	$\text{評価値} = \text{技術評価点} \times a$ $+ \text{価格評価点}$	価格評価点に対する技術評価点の重み（a）は、0.1～0.3を標準とする。（＝技術評価点を10～30点満点を標準とする。） なお、価格評価点は以下で評価する。 $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

※領域Ⅱにおいては、「③企業の信頼性」の配点が「②施工の確実性」の配点を上回らないようにする。

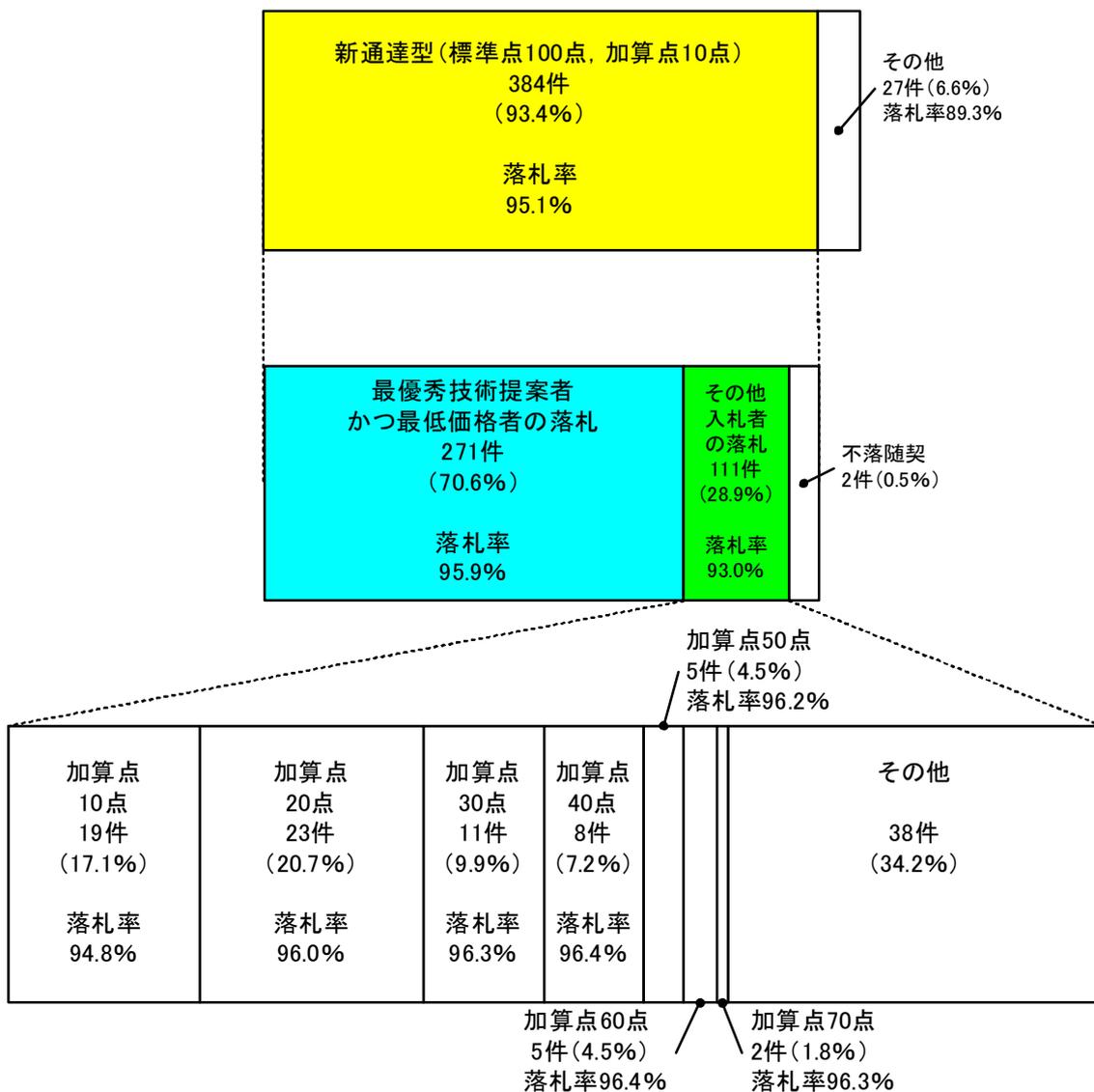
※領域Ⅲにおいては、「④企業の地域性」の配点が「③企業の信頼性」の配点を上回らないようにする。

(a) 入札率と評価値のシミュレーション結果



(b) H16新通達方式適用工事における設定加算点のシミュレーション結果

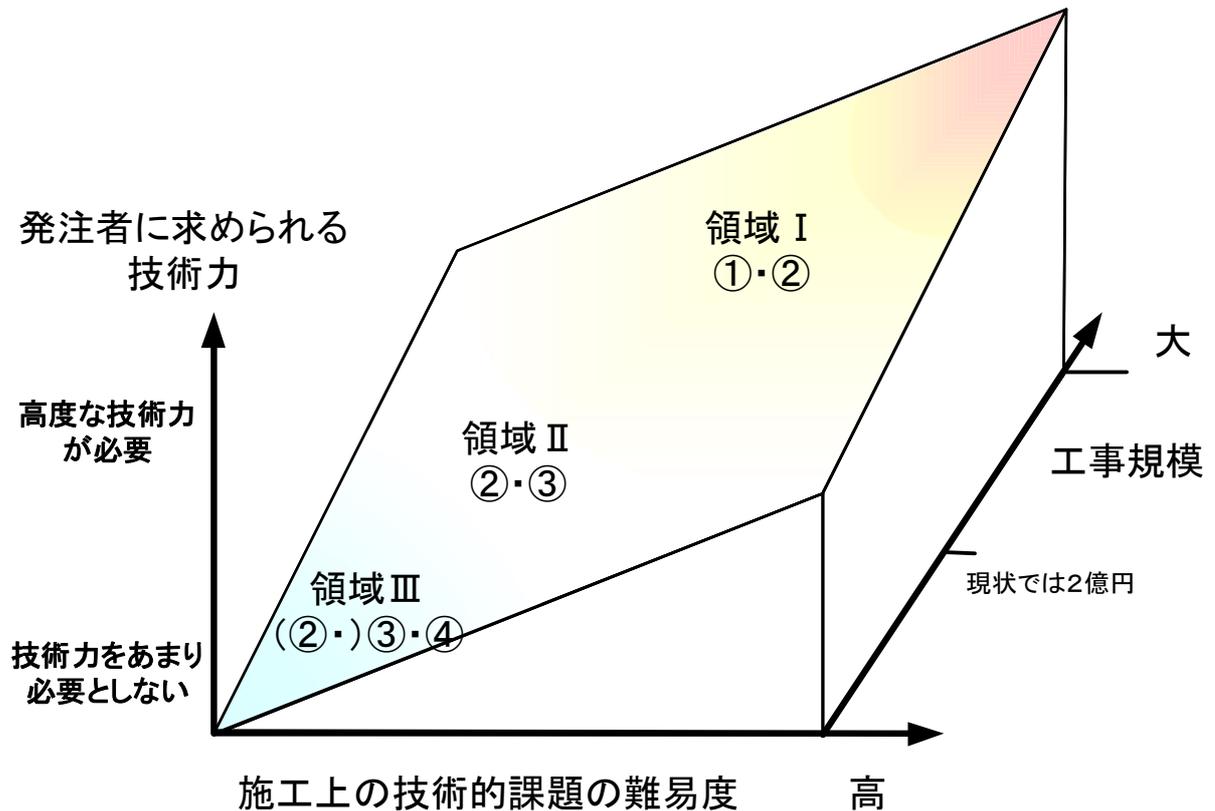
平成16年度に発注された総合評価方式適用工事のうち、新通達方式にて加算点の満点（設定加算点）を10点としている工事384件を対象に、設定加算点を見直した場合の落札状況を以下に示す。



加算点を大きくすることにより、最優秀技術提案者が落札者となる割合

5. 発注者に求められる技術力

工事の規模、技術的課題の難易度に対応する各領域（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）に応じて発注者に求められる技術力が異なる。特に領域Ⅰ及びⅡに該当する工事を実施する際に、技術者がほとんどいない等により技術力が不足する場合には、発注者支援機関等を活用し、発注関係業務を適切に実施する必要がある。



なお、発注者支援機関等に必要な資格要件等について、中部地方整備局が作成した(案)を以下に紹介する。

(1) 発注者支援機関の認定

○発注者支援業務を実施することができる機関の認定要件等は以下のとおりとする。

○当面の間は各県の建設技術センター等の支援機関及び建設協会を対象に試行的に運用する。

認定対象	資格要件等
支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平性、中立性が担保されること ・ 土木工事に関する各種基準に精通していること（専門性の担保） ・ 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること ・ 業務遂行に必要な技術者が確保できること <p>上記を総合的に判断し認定者が認めたものとする。</p>

(2) 発注者支援業務の技術者の認定

○発注者支援業務を実施することができる技術者の資格要件等は下記のとおりとする。

認定対象	資格要件等	
管理技術者	以下のイ～ハの全てに該当する者 イ：認定を受けた機関と恒常的な雇用関係がある者 ロ：「発注者支援業務等管理技術者認定試験（仮称）」に合格した者（有効期間：5年） ハ：「発注者支援業務等管理技術者講習会（仮称）」を受講した者（有効期間：5年）	
担当技術者	※認定を受けた機関と雇用関係があり、以下の何れかに該当する者	
	積算業務	①技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、工事積算に関する業務を1年以上経験している者 ②二級土木施工管理技士の資格を有し、工事積算に関する業務を3年以上経験している者 ③公共工事の発注者としての実務経験が3年以上で、工事の設計・積算業務の経験を有している者
	監督業務	①技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、施工管理に関する業務を1年以上経験している者 ②二級土木施工管理技士の資格を有し、施工管理に関する業務を3年以上経験している者 ③公共工事の発注者としての行政経験が10年以上で、施工管理に関する業務を3年以上経験している者
検査業務	①以下のイ～ロの全てに該当する者 ロ：「発注者支援業務等管理技術者認定試験（仮称）」に合格した者（有効期間：5年） ハ：「発注者支援業務等管理技術者講習会（仮称）」を受講した者（有効期間：5年）	

(参考1) 「③企業の信頼性」及び「④企業の地域性」における評価項目の抽出について

「③企業の信頼性」及び「④企業の地域性」において考えられる評価項目と、企業の格付け時、技術審査（競争参加資格の確認）及び指名（企業選定）時の評価項目との関係は次のとおりであり、各評価項目について直轄工事における総合評価方式への適用性を分析・抽出する。

なお、現在の直轄工事における通常指名方式では入札・契約プロセスの中で企業からの技術資料等を求めるプロセスはないが、本提案による評価項目により総合評価方式を適用する場合には、新たに企業から技術資料を求めるプロセスが追加される。

表 「③企業の信頼性」及び「④企業の地域性」における評価項目の抽出（1/3）

区分	考えられる評価項目	現在の利用			総合評価方式への適用性	摘 要
		格付け	技術審査	指名基準		
③ 企業の信頼性 「経営力」	経営事項審査総合評定値（経営規模（X1、X2）、経営状況（Y）、技術力（Z）、その他（W）、総合評定値（P））	○			○	データ：経審データ
	不誠実な行為（指名停止の有無、警察等からの排除要請等）			○	—	※欠格要件
	経営状況（取引停止の事実、不渡りの事実）			○	—	※欠格要件
	安全管理の状況（事故等による指名停止、厚生労働省からの指導に対する改善状況）			○	—	※欠格要件
	労働福祉の状況（厚生労働省からの通報に対する改善状況、建設業退職金共済組合・企業年金の加入状況等）	○		○	—	※欠格要件 ※経営事項審査総合評定値に包含

表 「③企業の信頼性」及び「④企業の地域性」における評価項目の抽出（2/3）

区分	考えられる評価項目	現在の利用			総合評価方式への適用性	摘 要
		格付け	技術審査	指名基準		
③ 企業の信頼性 「技術力」	同種・類似工事の施工実績		○	○	○	データ：企業の技術資料 または CORINS データ
	配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験		○	○	○	データ：企業の技術資料 または CORINS データ
	工事成績	○	○	○	○	データ：CORINS または CCMS データ
	配置予定技術者の工事成績		○	○	○	データ：企業の技術資料 または CORINS データ
	技術職員数	○			—	※経営事項審査総合評定 値に包含
	有資格技術職員数	○			—	※経営事項審査総合評定 値に包含
	配置予定技術者の資格		○	○	○	データ：企業の技術資料
	優良工事表彰、技術者表彰、 イメージアップ表彰等の有 無	□		○	○	データ：企業の技術資料 または表彰データベース
	関連分野での技術開発の実 績	□		○	△	データ：企業の技術資料
	手持ち工事の状況			○	—	データ：企業の技術資料 ※技術力の信頼性評価へ の適用は困難

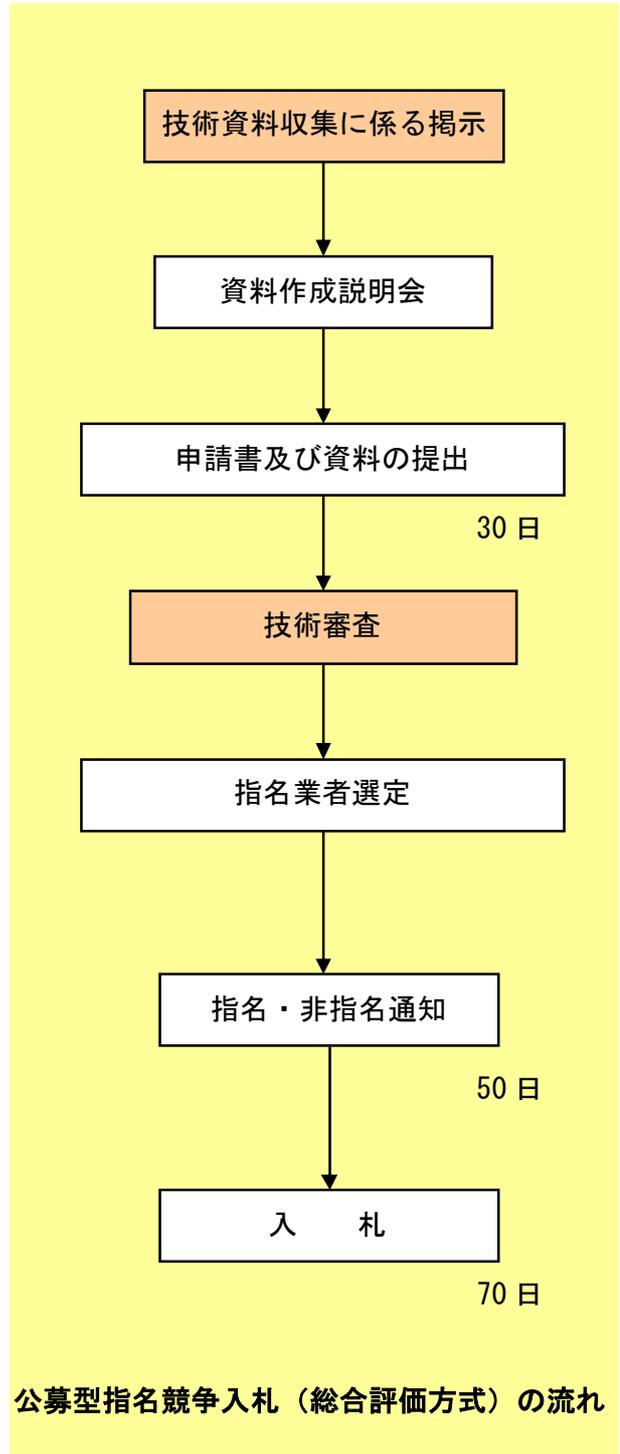
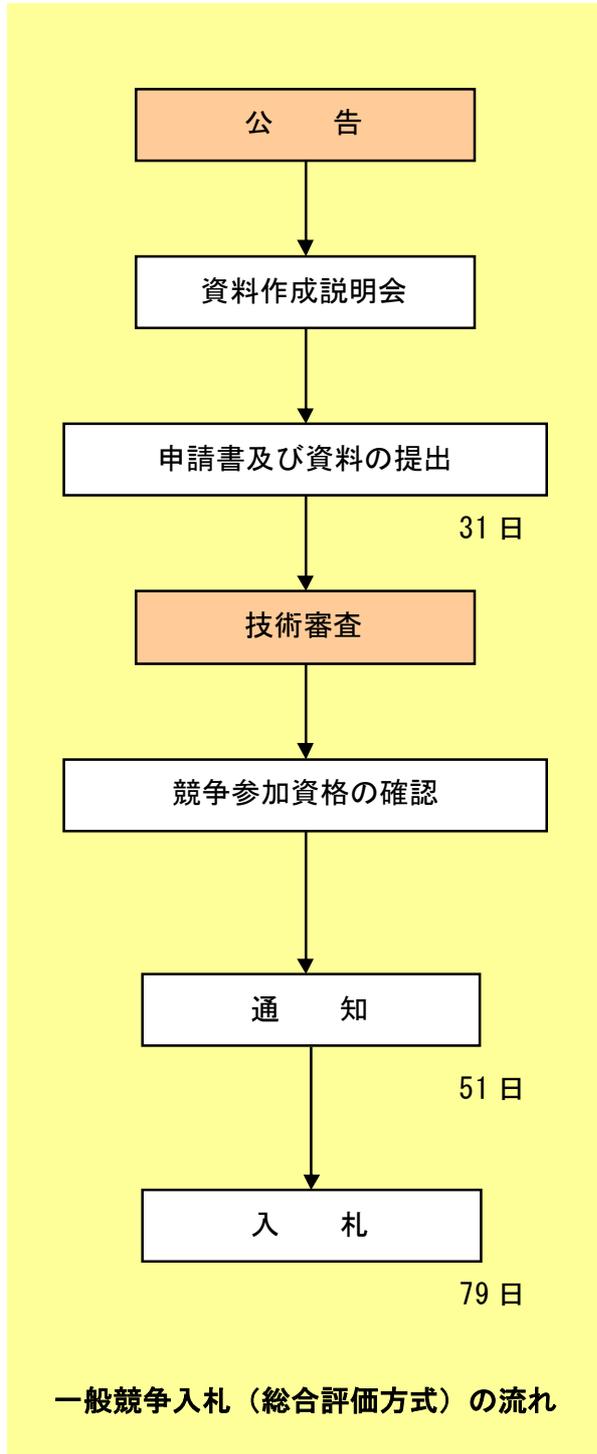
表 「③企業の信頼性」及び「④企業の地域性」における評価項目の抽出（3/3）

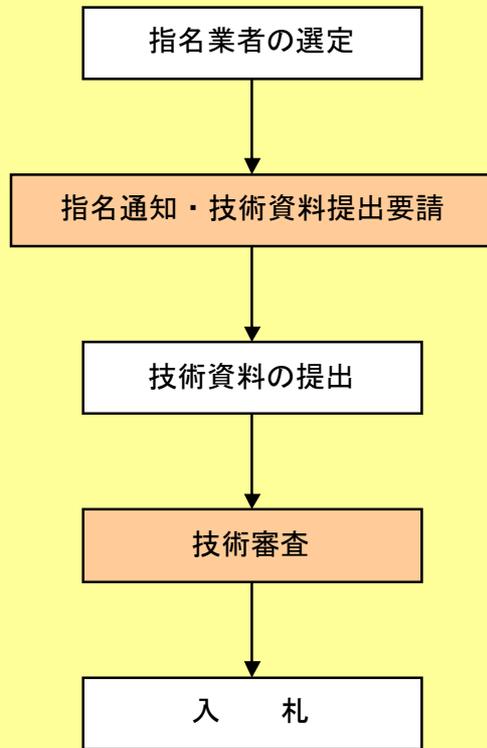
区分	考えられる評価項目	現在の利用			総合評価方式への適用性	摘要
		格付け	技術審査	指名基準		
④企業の地域性	地域内での拠点の有無 (営業所等の所在地)		○	○	○	データ：競争参加資格申請データ
	近隣地域での施工実績		○	○	○	データ：企業の技術資料 または CORINS データ
	災害協定等による地域貢献の実績	□	—	—	○	データ：企業の技術資料 (災害対応協定、大規模災害時の応急対策実績、 道路除雪契約 等)
	ボランティア活動による地域貢献の実績	□	—	—	○	データ：企業の技術資料 (災害ボランティア実績、ボランティアサポートプログラム参加実績、 クリーンアップキャンペーン参加実績 等)
	職員の雇用状況	○			—	※経営事項審査総合評定値に包含
	障害者の雇用状況	□			△	データ：企業の技術資料
	男女共同参画の状況				△	データ：企業の技術資料
	地産品の使用状況	□			△	データ：企業の技術資料

□：特定の自治体で格付け時に活用

△：追加の評価項目として設定

(参考2) 入札契約手続きの流れ





通常指名競争入札（総合評価方式）の流れ

総合評価方式における履行検証とペナルティの適用

1. 履行検証

採用された技術的所見または技術提案については、工事の施工中及び完了後に提案通りの施工がなされているかどうか検証する必要がある。

① 工事監督の実施

総合評価方式では、採用された技術的所見または技術提案に関する性能等が満足されているかどうか、また施工方法についても提案通りの施工が行われているかどうかについて、通常の監督行為とともに行う必要がある。

② 完了検査の実施

総合評価方式適用工事の完了検査では、目的物の性能・機能に関する事項について技術提案が行われた場合等、工事の完了時に提案内容の履行状況確認を行うべき場合は、これらについてもあわせて検査する。

③ 工事完了後の事後評価の実施

道路の舗装工事において1年後の走行騒音を評価項目とした場合や、建築物の維持管理費などライフサイクルコストを評価項目とした場合、評価項目の設定状況を踏まえ、工事完了後の適切な時期に再度性能等についての事後評価を行う必要がある。

2. ペナルティの適用

(1) 適用の考え方

総合評価方式において、採用された技術的所見または技術提案の通りに施工がなされなかった場合、契約書面への記載事項を踏まえ、ペナルティを課す。なお、ペナルティの適用は、受注者の責に帰すべき事由により債務不履行又は瑕疵が生じた場合に行う。

- 技術提案を求める領域Ⅰについては、通常工事と同様の取扱いを行うとともに、技術提案内容に対する不履行については工事成績評定の減点とともに別途、損害賠償等の請求ができるものとする。(次表参照)
- 技術的所見を求める領域Ⅱにおいて、優位な工夫、工期短縮等の提案があった場合については領域Ⅰと同様の取扱いとする。提案がない場合については通常の仕事と同様の取扱いとする。
- 技術提案を求めない領域Ⅲについては、通常仕事と同様の取扱いとする。

表 技術提案内容の不履行に対するペナルティ適用の考え方

引渡前（債務不履行）	引渡後（瑕疵担保）
※修補請求（約款 31 条） ※修補の有無・可不可にかかわらず、出来型に応じて減額変更 ◎修補不可能な場合は、減額変更と併せてペナルティとしての損害賠償の請求 ◎工期遅延の場合には、履行遅滞に伴う損害の請求（約款 45 条） ◎いずれの場合も工事成績評定の減点	※修補の請求（約款 44 条） ◎修補が困難または合理的でない場合、損害賠償の請求（約款 44 条）。又は修補の請求とともに損害賠償の請求 ◎いずれの場合も工事成績評定の減点

注) ※：通常の工事と同じ行為 ◎：技術提案に対するペナルティ

(2) 損害賠償の額

技術提案内容の不履行に対し修補が不可能であった場合のペナルティとして、上述のとおり、損害賠償を請求することとなる。

損害賠償の額は、本来であれば実損害が発生した場合の実損害額が基本であるが、技術提案内容の不履行による損害賠償は「違約罰」としての損害賠償とし、別途実損害が発生した場合には、これを算定の上請求することを基本とする。なお、その額の設定例としては、下図のように提案値と実施値の差相当の金額（落札率考慮）を損害賠償の額とする考え方がある。

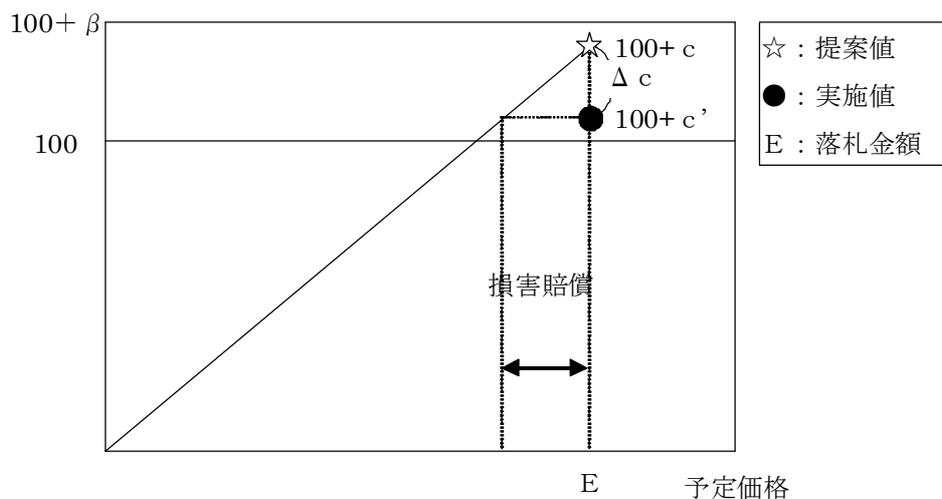


図 技術提案の不履行による損害賠償額の設定例

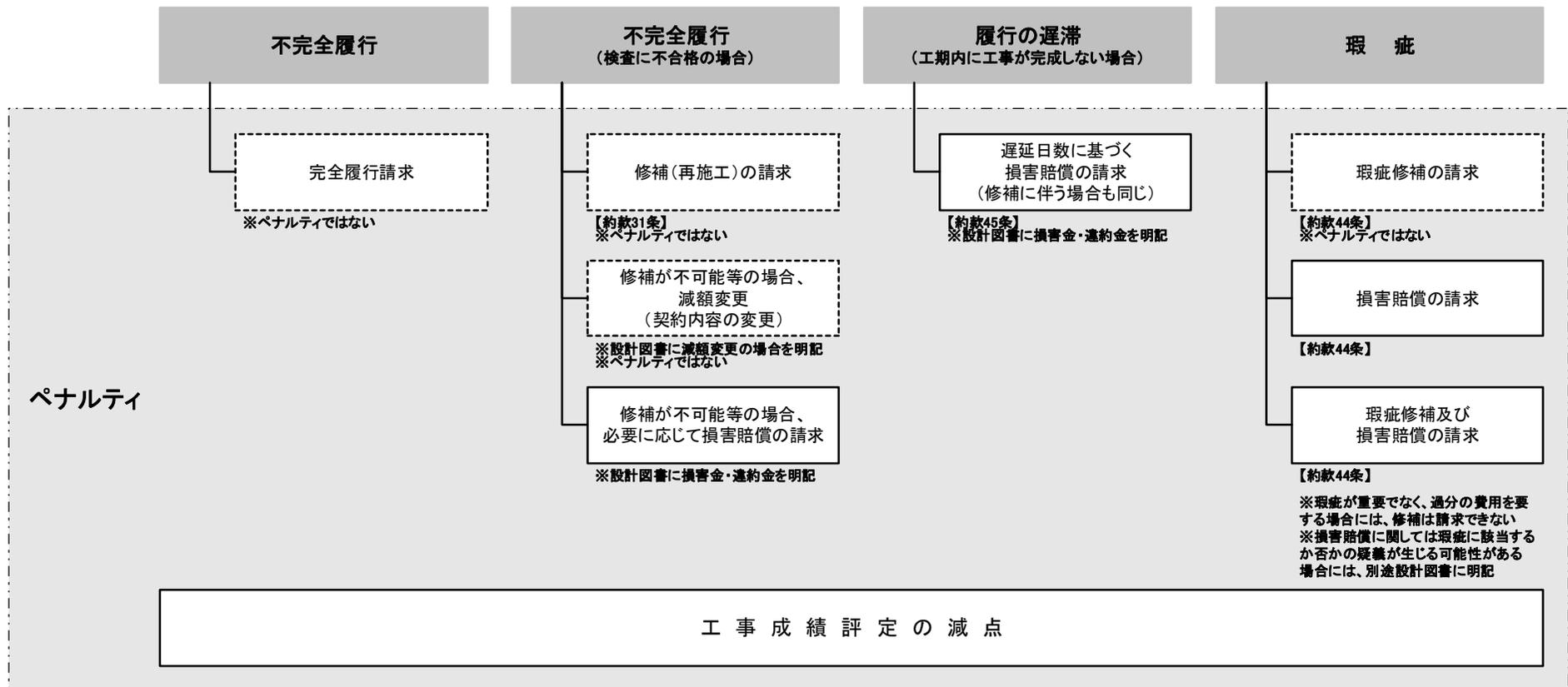


図 総合評価方式適用工事における履行検証とペナルティの適用の関係イメージ